

◆交通事故等で治療を受けるときは国保へ届出を

国保に加入している人が、交通事故や暴力行為など第三者（加害者）の行為によってケガをし、国保の保険証を使って治療を受ける場合には、国保係への届出が必要です。

なぜなら、本来その治療費は第三者が支払うべきですが、この届出により、南国市国保が一時的に立て替え払いし、後日第三者に対し、立て替えた医療費を過失の割合に応じて請求する事になるからです。

また、示談が成立していると、国保が第三者に請求できない場合があります。

※示談する前に、必ず国保係へご相談ください。

※自損事故の場合でも、届出が必要です。

■届出に必要なもの／被保険者証、印鑑、*事故証明書（交通事故の場合）

*すぐに入手できない場合は、後日提出可。

第三者行為の届出は、速やかをお願いします。



◆非自発的失業者の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などで離職された非自発的失業者の方の国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、申請が必要です。

■対象者／次の全てに該当する方

①雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認定された方

②失業時に65歳未満の方

③平成23年3月31日以降に失業された方

■軽減額／該当者の前年中の給与所得を100分の30とみなして、国保税を計算します。

■軽減期間／離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。

例えば、離職日が平成28年5月31日の場合は、平成28年6月から平成30年3月までが軽減期間となります。

※軽減は平成23年度以降の国保税が対象

■確認方法／雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードにより判定します。

■申請に必要なもの／雇用保険受給資格者証、印鑑



◆国保税の支払いは、便利な口座振替で

口座振替制度は、指定した金融機関の預貯金口座から自動的に納税されるため、納期ごとに窓口に行く手間が省け、納め忘れの心配もなくなります。

■取扱金融機関／高知県信用農業協同組合連合会、四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、南国市内の農業協同組合、高知市農業協同組合、四国労働金庫、ゆうちょ銀行（※郵便局専用の申込書が必要）

■手続きに必要なもの／預金通帳、金融機関への届出印、納税通知書（通知書番号のわかるもの）

■申込み先／取り扱い金融機関または、南国市税務課まで

※問い合わせは、市民課国保係（☎880-6555）まで



◆特定健診のご案内

40歳から74歳までの国保加入者の方へ

今年も特定健康診査・特定保健指導が始まり、5月から各地区での健診を行っています。

この健診はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。生活習慣病は発症するまではほとんど自覚症状がありません。だからこそ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームを見つける健診が重要になります。

特定健診の健診料（自己負担）は無料です。対象の方には受診券を送付していますので、「公民館などの集団健診」または「医療機関での個別健診」のどちらかで、年に1回受診しましょう！

健診会場、受診できる医療機関は受診券送付時の添付書類や毎月の広報（集団健診）または市のホームページをご覧ください。

■対象者／40歳から74歳までの方（長期入院者・妊婦などは除く）

■健診料／無料（特定健診の検査項目に限る）

■受診券の有効期限／平成29年3月31日（金）または75歳になる誕生日の前日まで

■備考／受診券をなくされた方、平成28年4月2日以降に国保資格を取得された方（受診券が発行されていない方）はご連絡ください。

※国保の受診券を持っていても、国保資格がなくなった方はその受診券は使えませんので、ご注意ください。

生活習慣病はこうして進む！

不健康な生活習慣

メタボリックシンドロームへ
（内臓脂肪の蓄積）

生活習慣病の発症

動脈硬化の進行

重症化、合併症の発症

生活習慣病は不健康な生活習慣を改善しないまま放置することによって引き起こされます。現在、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、日本人の死因の約6割も占める深刻な状況です。

◆ジェネリック医薬品の使用推進についてのお願い

南国市国保では、「ジェネリック医薬品使用推進のお知らせ」を行っています。

■対象者／南国市国保の方で、ジェネリック医薬品に切り替え可能な薬を処方されている方のうち、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方

■通知の内容／処方された薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減見込み額

■希望される場合／ジェネリック医薬品を処方してもらうには、医師や薬剤師にご相談ください。

治療内容によっては、新薬での治療を必要とする場合や、ジェネリック医薬品がない場合もあります。

Q1 薬の安全性や効き目に問題はないの？

A1 ジェネリック医薬品は、これまでに効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と確認された上で、製造、販売が許可されています。

Q2 ジェネリック医薬品に変更することによるメリットは？

A2 新薬と同等の薬を使いながら、薬にかかる自己負担額を減らすことができます。

また、少子高齢化が進むにつれて増大し続ける医療費の軽減にもつながりますし、将来的には国保税（保険料）の負担軽減にもつながります。

『ジェネリック医薬品』ってなに？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類あります。効果や安全性が認められて医薬品として承認を得るまで長い時間がかかっている新薬には、製造、販売の特許期間があります。この特許期間の切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られる後発薬が、ジェネリック医薬品です。新薬と同様薬事法による厳しい規制が定められており、これらの基準をクリアした安全なお薬です。大きさや味など飲みやすく工夫されているものもあります。

○「ジェネリック医薬品」は、厚生労働省も使用を推奨しています。

○厚生労働省では、先発医薬品とジェネリック医薬品の同等性を確保するため、すでに流通しているジェネリック医薬品の品質検査を行い、その結果をホームページで公表する等、その品質の確認を行っています。